

志のあるものは、別に定める規定の選挙管理委員会に立候補の届けをすることとする。

2 書記・会計・顧問は会長が委嘱し、総会で承認を受ける。

3 学級・学年・地区委員及び正副委員長は、学級、学年、地区PTAで選出する。

第17条 役員等の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務の執行・財産の管理など、一切の責任を負う。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは代理を務める。
- 3 幹事は、会長を補佐し、会務の連絡調整を行う。
- 4 書記は、総会・役員会・委員総会等の議事を正確に記録するとともに、本会の庶務にあたる。
- 5 会計は、会長の指示によって、経費の収支・出納事務をとり、総会のとき、収支を報告し、年度末には会計監査を受け、年度始めの総会で、決算の報告をする。
- 6 顧問は、本会の重要事項の諮問に応ずる。
- 7 専門部長は、部会を招集し、部活動を推進する。
- 8 学年委員長は、学年PTAを統括し、その運営を推進する。
- 9 地区PTA委員長は、地区PTAを統括し、円滑な運営にあたる。

10 地区、学級、学年委員は、本会の目的を達成するため、必要ときに集集し、運営上必要な事項を協議する。

第18条 会計監査委員の任務は、次の通りとする。

- 1 会計及び財産について、監査を行い、年度始めの総会で、監査結果の報告をする。

第八章 集 会

第19条 本会は、次の集集を持つ。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 企画委員会
- 4 委員総会
- 5 学級・学年PTA
- 6 専門部会
- 7 地区PTA

第20条 集集の性格と運営は、次の通りとする。

- 1 総会は、本会最高の決議機関として、定期総会と臨時総会の2つに分ける。ただし、総会の定足数は会員の3分の1以上とし、委任状は認める。議決は、出席

者の過半数の賛成を必要とする。可否同数のときは、議長が決定する。また、会則の改正は、総会で主席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(1) 定期総会は、年度始めに開き、次の事項を審議決定する。

- ① 前年度会務、会計決算の承認
- ② 新年度予算の審議決定
- ③ 新年度補佐員の決定・就任
- ④ 新年度運営計画の審議決定
- ⑤ 臨時予算
- ⑥ その他必要な事項の審議決定

(2) 臨時総会は、会長または役員会・企画委員会が必要と認めたとき、または、会員の5分の1以上の要求があったとき会長が招集する。

2 企画委員会は、総会に次ぐ決議機関で、役員・各専門部長・各学年委員長及び教職員代表（各学年教職員代表）をもって構成し、会則改正案の作成、補正予算案の決定、本会の運営に必要な事項及びその他緊急な事項について審議する。

- ① 企画委員会は、必要に応じて開催し、会長がこれを招集する。
- ② 企画委員会は、構成員の過半数で成立し、議事は出席者の過半数によって決する。代理、委任状は認める。

3 役員会は、会長・副会長・幹事・書記・会計で構成し、本会の目的を達成するため必要と認めたとき、会長が招集する。

4 委員総会は、企画委員会・地区正副委員長・学級委員で構成し、総会により委嘱された事項、運営計画案の作成、本会の運営に必要な事項及びその他緊急な事項について審議する。

5 学級PTAは、学級の全会員をもって構成し、学級経営への協力、会員相互の研修及びその他必要な事項を協議する。

6 学年PTAは、同学年の全会員をもって構成し、学年経営への協力、会員相互の研修及びその他必要な事項を協議する。

7 専門部会は、次の専門部を置く。

- ① 研修部 会員の資質向上のための研修計画をたて実施する。
- ② 広報部 PTA活動の広報に努める。
- ③ 生活安全部 児童の安全を確保し、健全な育成に努める。
- ④ 保健体育部 会員、児童の保健意識の高揚に努める。
- ⑤ 事業部 PTA健全育成のための事業を企画し、連絡調整に努める。
- ⑥ 環境整備部 活動の立案と運営に努める。

8 地区PTAは、同地区内に居住する会員で構成し、保護者と児童の教養を向上するための計画を立て、親子会など活動を積極的に進める。

第九章 学林地共有委員会

第21条 学林地共有委員会は、学林地共有委員会の会則に拠り、運営にあたる。